

# 都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

## 受付・終結事件の概要（平成30年10月～12月）

### 1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 平成30年(調)第2号事件	水産加工品製造会社からの大気汚染被害防止請求事件	30.10.11
栃木県 平成30年(調)第2号事件	鑄造製鋼原料加工販売業者土壌汚染物質撤去等請求事件	30.12.17
群馬県 平成30年(調)第1号事件	プラスチック破砕工場からの騒音等被害防止請求事件	30.10.10
東京都 平成30年(調)第3号事件	事業場からの騒音防止措置及び損害賠償請求事件	30.11.9
長野県 平成30年(調)第3号事件	リニア事業公害防止協定締結請求事件	30.11.22
大阪府 平成30年(調)第7号事件	金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件	30.11.19
兵庫県 平成30年(調)第3号事件	神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動車公害防止対策等請求事件	30.12.25
広島県 平成30年(調)第3号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	30.11.9

## 2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>栃木県 平成29年(調) 第1号事件</p> <p>[自動車板金塗装悪臭・騒音被害防止請求事件]</p>	<p>栃木県 住民7人</p>	<p>自動車板金 塗装会社</p>	<p>平成29年8月25日受付</p> <p>被申請人が行う板金塗装に伴い発生する臭気及び騒音は、日常生活上耐え難く、申請人の中には、身体に不調を生じている者もいる。よって、被申請人は、塗装作業を辞め他の場所に早急に移転すること、また移転後は同地で板金塗装を行わないこと。</p>	<p>平成30年10月19日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 平成30年(調) 第2号事件</p> <p>[金属精錬工場からの大気汚染・騒音被害防止請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>金属精錬会 社</p>	<p>平成30年9月12日受付</p> <p>申請人は、所有の市指定天然記念物の樹木が煙害により年々枯れ落ち、対応に追われてきた。樹木医探し、市との交渉、複数回に渡る貴重な樹木のクローン作成依頼、費用負担他、金属精錬会社のため、長期間、労力、時間、金員を費やす。現在、樹木は枯死の危機に瀕している。費用に窮し、クラウドファンディングも行った。金属精錬会社は重油を燃料とし、亜硫酸ガスを排出している。亜硫酸ガスは低濃度でも植物に被害を与えると知られており、喘息患者等には、健常者の100分の1でも危険であるという。亜硫酸ガスの無害化技術は、50年前に確立されている。金属精錬会社隣の田のできは著しく悪く、被申請人が亜硫酸ガス被害を予見することは20年以上前に可能だった。被申請人は、環境対策を怠ったまま拡張してきた。申請人は長年、貴重な文化財の衰え、思い出ある樹木の枯死、騒音、硫酸銅などの重金属の粉のずさんな管理により精神的苦痛や健康不安、費用負担他、通常の生活ができないほど影響を受けている。申請人家族は、被申請人が騒音対策をとらないため、道路建設</p>	<p>平成30年12月20日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>により天然記念物の残る旧宅続きの申請人所有地への移転を断念した。維持管理の負担も倍増している。よって、(1)被申請人は、亜硫酸ガスを排出してはならない。</p> <p>(2)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない。</p> <p>(3)被申請人は、工場の現在の敷地内で積み下ろし及びその他の作業を行うこと。</p> <p>(4)被申請人は、廃棄物に準じて資材の保管を行うこと。</p> <p>(5)被申請人は、HPから環境に配慮している旨のキャッチフレーズを削除し、新聞各紙に謝罪広告を載せること。</p> <p>(6)被申請人は、払い下げられた廃道敷、水路敷を市に返還すること。</p> <p>(7)被申請人は、農用地除外申出を取り下げること。</p> <p>(8)被申請人は、作業時間を午前9時から午後5時までとすること。</p> <p>(9)被申請人は、申請人に申請人が費やした経費、今後の樹木の樹勢回復費用及び慰謝料として400万円を支払うこと。優美な樹形を失った樹木の損害他は、申請人父の遺産分割後別途請求する。</p> <p>(10)申請人母が署名したという書面について明らかにすること。</p> <p>(11)亜硫酸ガスの無害化措置をとり、農用地除外申出を取り下げるまで作業を停止し、上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を工業団地に移転すること。</p>	

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 平成30年(調) 第1号事件  [マンション給水設備からの騒音低減及び損害賠償請求事件]	東京都 住民1人	マンション 所有会社	平成30年3月15日受付  申請人は、被申請人所有マンションの給水タンクから発生する騒音の為に、頭痛、睡眠不足等が発生し、日常生活への支障及び健康被害を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人所有の集合住宅給水設備からの騒音に対し、効果のある対策を実行し、騒音を低減すること、(2)被申請人所有の集合住宅管理委託業者からの要求により、申請人が実施した騒音測定にかかる費用を支払うこと、(3)申請人の通院治療費を支払うこと、(4)申請人が通院開始した平成29年1月7日から、給水設備の騒音低減が確認できるまで、1日あたり5,000円の慰謝料を支払うこと。	平成30年10月15日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成30年(調) 第3号事件  [事業場からの騒音防止措置及び損害賠償請求事件]	東京都 住民1人	建築土木会社	平成30年11月9日受付  申請人は、被申請人の事業場から発生する騒音(トラックの発車停車、荷物の積込積下)により、睡眠障害が誘発され、平穏な生活が脅かされている。よって、被申請人は、(1)損害賠償として金40万円を支払うこと、(2)被申請人の負担により、申請人宅に二重サッシを設置すること。	平成30年12月6日 調停取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 平成30年(調) 第3号事件</p> <p>[駐車場からの騒音・振動等被害防止請求事件]</p>	<p>神奈川県住民4人</p>	<p>運送会社A社／神奈川県住民2人(B、C)</p>	<p>平成30年7月6日受付</p> <p>本件事業所の稼働によって発生している公害は、いずれも受忍限度を著しく超えており、本件被害地周辺で長年育まれてきた平穏で良好な生活環境を大きく破壊していることなど。よって、①被申請人B及びC又A社は、神奈川県規制基準を超過するような騒音及び振動を発生させないこと。②被申請人B及びC又A社は、騒音、振動、粉塵、排気ガス、光、熱等による被害を申請人らに及ぼすことを防止する措置をとること。③被申請人B及びCは、本件事業所の土地所有者として、被申請人B及びC又A社の土地使用が周辺環境に悪影響を及ぼすことを防止する措置をとること。</p>	<p>平成30年11月5日調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>長野県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[稲乾燥機騒音粉じん防止請求事件]</p>	長野県住民 1人	長野県住民 1人	<p>平成29年12月21日受付</p> <p>被申請人は、平成14年から長期間にわたり、業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を9月から11月中旬までの昼夜に行い、当該機械から発生する騒音と粉じんにより、申請人は健康や生活環境上の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対して家の騒音対策に係る損害賠償として1,948,296円を支払うこと、(2)申請人に対して長年の精神的、体調不良、ある種の恐怖への慰謝料として200万円を支払うこと、(3)以下①から③のいずれかの措置を講ずること。なお、講じる措置の優先度は番号の順とする。①業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を中止すること、②業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を行う作業場を移転すること、③堅牢な防音及び防塵のための装置を設置すること、(4)調停成立後は、被申請人は申請人が選出した弁護士に管理権限を委任して、被申請人が講ずべき措置について、被申請人の代理人である弁護士に管理させること。これら管理に係る費用は被申請人が負担すること、(5)稲の乾燥作業場の所有者や責任者が代わる場合には、被申請人は調停内容の責任を確実に引き継ぐこと。</p>	<p>平成30年12月28日 調停成立</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>静岡県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[冷却塔からの騒音被害防止請求事件]</p>	静岡県住民 1人	金属加工会社	<p>平成29年8月23日受付</p> <p>被申請人は、製造業を営む会社であり、所有する工場に冷却塔を設置しており、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、騒音の原因となっている冷却塔について、騒音防止対策を講ずること。</p>	<p>平成30年12月12日 調停取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
兵庫県 平成29年(調) 第1号事件  [火力発電所増設公 害防止対策等請求 事件]	兵庫県内に 居住、通 勤、通学し ている者 255人	鉄鋼製造会 社A社/電 力卸供給会 社B社/電 力会社C社	平成29年12月14日受付  新設発電所の操業により、 大気汚染、水質汚濁等によ り健康被害等を受けるおそ れがある。よって、被申請人 A社は、①新設発電所を設 置してはならない、②新設 発電所に係る環境影響評価 法に基づく環境影響評価手 続を、少なくとも、同法に基 づく準備書手続からやり直 すこと。被申請人A社及び B社は、①既設発電所から の大気汚染物質の排出、温 排水の排出、取水口におけ る塩素系薬剤の利用に伴う 環境負荷を、直ちに最大限 低減させること、②既設発 電所からの排水の温度や温 排水の拡散状況に関するデ ータを開示すること。被申 請人C社は、①新設発電所 で発電される電力を購入す ることを内容とするAとの 間の電力供給契約を解除す ること、②本件発電所から D変電所に送電される電気 のための新設高圧送電線を 建設してはならない、③既 設発電所からD変電所に送 電される電気のための既設 の高圧送電線について、そ の周辺居住者・通行者への 電磁波の影響を低減するた めの対策をとること。	平成30年11月7日 調停打ち切り  調停委員会は、4回の 調停期日の開催等手続 を進めたが、合意が成 立する見込みがないと 判断し、調停を打ち切 り、本件は終結した。
兵庫県 平成30年(調) 第1号事件 (平成29年(調) 第1号事件への参 加)	兵庫県内に 居住、通 勤、通学し ている者 221人	平成29年 (調)第1 号事件と同 じ	平成29年(調)第1号事件 と同じ	平成29年(調)第1号 事件と同じ
兵庫県 平成30年(調) 第2号事件 (平成29年(調) 第1号事件への参 加)	兵庫県内に 居住、通 勤、通学し ている者5 人	平成29年 (調)第1 号事件と同 じ	平成29年(調)第1号事件 と同じ	平成29年(調)第1号 事件と同じ

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>香川県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[タクシー事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	香川県住民 2人	タクシー会社A社	<p>平成30年2月19日受付</p> <p>被申請人は、タクシー業を営む株式会社で、24時間稼働しており、夜間において、話し声、クラクション、洗車、マット清掃の機械、車内の掃除、自動販売機使用、エンジン音に係る騒音を発生させており、申請人は、被申請人が発生させた騒音により、不眠症を発症し、心療内科に通院している。また、発病により仕事に支障をきたし、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対し、損害賠償として金100万円を支払うこと、②申請人宅に二重窓を設置すること、③事業所内の屋根のない駐車スペースを車庫にすること、④事業所内のコンクリート地面を音の出にくい仕様にする</p>	<p>平成30年11月5日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>愛媛県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[風力発電施設からの騒音被害防止請求事件]</p>	愛媛県住民 40人	風力発電会社A社	<p>平成30年2月20日受付</p> <p>申請人らの住居は、もともと静かな地域であったが、本件発電施設が稼働するようになってから、騒音のため睡眠が妨げられるようになり、頭痛、めまい、ふらつき、記憶力や集中力の低下等の健康被害が生じており、今後、夜間の稼働が継続されれば、より重度の障害を発症する可能性が高い。よって、被申請人は、被申請人が稼働している風力発電施設について、毎日午後7時から翌日の朝7時までの間、稼働してはならない。</p>	<p>平成30年11月8日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 平成29年(調) 第3号事件</p> <p>[養豚場からの水質汚濁等被害防止請求事件]</p>	熊本県住民 1人	熊本県住民 2人	<p>平成29年11月27日受付</p> <p>被申請人が経営する養豚業の排水(し尿)で、生活飲料水である井戸水が汚染されている。よって、被申請人らは、井戸を2本ボーリングすること。</p>	<p>平成30年11月26日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>熊本県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件]</p>	熊本県住民 1人	熊本県住民 1人	<p>平成30年2月1日受付</p> <p>毎年12月～2月の夜間・深夜に稼働する、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により、睡眠不足となり仕事も支障をきたしている。よって、被申請人は、①ボイラーの設置場所を申請人宅より離れた場所に移動させること、②騒音を発生させないように防音壁設置等の対策を行うこと。</p>	<p>平成30年11月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成30年10月1日から平成30年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。